

高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴う建築基準法上の用途判断の取扱いについて

2013年(平成25年)8月20日

福山市建設局建築部 建築指導課

サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途については、下表の考え方をもとに個々の建物の利用状況等を踏まえて、総合的に判断するものとします。判断が困難な場合は、ご相談ください。

①	各専用部分内の設備の有無	便所・洗面所・台所が揃っているもの		便所・洗面所はあるが、台所がないもの(共同の浴室あり)	
②	老人福祉法上の有料老人ホームへの該当	該当(※1)	非該当(※2)	該当(※1)	非該当(※2)
	建築基準法上の用途	有料老人ホーム	共同住宅	有料老人ホーム	寄宿舍
<p>※1 サービス付き高齢者向け住宅で老人福祉法第二十九条第1項に規定する入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜(老人福祉法施行規則第二十条の三に規定する日常生活上必要な便宜は洗濯、掃除等の家事又は健康管理)のいずれかのサービスを提供するもの</p> <p>※2 サービス付き高齢者向け住宅で※1のサービスの提供がないもの</p> <p>【建築確認申請書・建築計画概要書への記載例】</p> <p>有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅, 老人福祉法第29条第1項のサービス提供有)</p> <p>共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅, 老人福祉法第29条第1項のサービス提供無)</p> <p>寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅, 老人福祉法第29条第1項のサービス提供無)</p>					